

新たな社債管理機関の資格要件に関する意見書

2017年（平成29年）11月14日

日本弁護士連合会

法務大臣の本年2月9日諮問（以下「本諮問」という。）を受けて設置された法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（以下「本部会」という。）における社債の管理の在り方の見直しに関する論点のうち、新たな社債管理機関の資格要件について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

社債管理者よりも限定された範囲内で社債の管理を第三者に委託する制度（以下「新たな社債管理機関」という。）については、社債権者保護の観点から、適切な権限と責任・義務を設定すると共に、適格性を有する者を確保できるようにするために資格要件の拡大が検討されるべきである。

新たな社債管理機関の資格要件が拡大される場合には、弁護士及び弁護士法人（以下「弁護士等」という。）にも新たな管理機関の資格要件を認める方向で検討するべきである。

第2 意見の理由

1 新たな社債管理機関について

本部会では、本諮問を受けて、社債の管理の在り方の見直しとして、社債管理者（会社法702条）の設置義務のない社債について、社債管理者よりも限定された範囲内で必要な社債の管理を行うことを第三者との契約により委託する制度の創設が検討されている。本部会ではさらに具体的に、この制度を、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助する制度として位置づける方向での検討もされている（「社債管理補助者」との仮称が使用されているが、以下においても、「新たな社債管理機関」という呼び方に統一する。）。

新たな社債管理機関の創設を検討する理由としては、「我が国において会社が社債を公募により発行する場合には、例外規定（会社法702条ただし書き）に基づき、社債管理者を定めていないことが多いと指摘されており、その理由として、会社法上、社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任及び資格要件が厳格であるため、社債管理者の設置に関するコストが高くなるこ

とや、社債管理者となる者の確保が難しいことが指摘されている。もっとも、近年、社債管理者を定めずに発行された社債について、その債務の不履行が発生し、社債権者に損失や混乱が生ずるといった事例が見られたことを契機として、このような社債について、「第三者による最低限の社債の管理を望む声が出てきたと指摘されている」ことが挙げられている。

かかる認識は、当連合会としても共有するところであり、社債の発行市場と流通市場の拡大に対応し、社債権者の保護を確保するために、新たな社債管理機関の創設が検討されるべきである。

また、その資格要件を、その権限に応じた適格性を有する者に拡大することにより、社債権者の保護をよりよく図ることが、新たな社債管理機関の創設の趣旨に副うものであるので、かかる点についての検討もなされるべきである。

2 新たな社債管理機関の権限について

本部会では、新たな社債管理機関の権限について、以下の項目が検討されている。

- ① 社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限。
- ② 委託契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限。
 - ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限
 - イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限
 - ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限
 - エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限
- ③ ②の場合において、新たな社債管理者は、社債権者集会の決議（ウの行為は特別決議）によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - ア ②イの行為であって、次に掲げるもの
 - (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
 - (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
 - (ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ②ウ及びエの行為

- ④ 新たな社債管理機関は、社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとし、この場合のほかは、社債権者が請求した場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。

上述の権限は、新たな社債管理機関を、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助するものであると位置付けた上で、包括的な社債管理の権限を有する社債管理者よりも裁量の余地の少ない限定された権限のみを有するとしたものである。このような位置づけについては、権限が必要かつ十分であるか、委託契約に基づき権限を拡大可能とする範囲をどのようにするかが、その責任と共に、社債権者保護の観点から、今後の検討が継続されるべきである。

3 新たな社債管理機関の資格要件について

新たな社債管理機関については、今後その権限について検討が継続されるが、資格要件については、その権限を適切に行使する能力とその権限に対応する義務を適正に負担できる資質を兼ね備えた者が選任されるよう検討されるべきである。

また、それとともに、それらの条件が満たされる限りは、「社債管理者となる者の確保が難しい」との指摘を受けまいよう、従来の枠にとどまることなく資格要件を検討するべきである。資格要件を、その権限に応じた適格性を有する者に拡大することにより、社債権者の保護をよりよく図ることができるからである。

ところで、弁護士等は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を取り扱うことを職務とし、これらの法律事務は、法律に別段の定めがある場合を除き、弁護士等のみが取り扱うことが認められている。

債権回収業務についていえば、弁護士等は一般的に債権回収をその取扱業務の一つとするものであり、支払請求や債権の保全のための仮差押え及び仮処分申立て並びに訴えの提起に関する事項を始めとして、広く債権回収業務に関する専門的知識とノウハウを有しているものである。

また、弁護士等は、破産等の会社倒産時において、破産管財人等として、破産債権等の届け出を受け、これを調査し確定するとともに、最終的にはこれらに対する配当を行う職責を担うことがある。破産管財人等は、総債権者の代理

人とも言われることがあるが、善良な管理者としての注意義務を負い、全ての債権者に対して、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図ることを旨としている（破産法第85条第1項、第1条）。

また、弁護士等は、破産債権者等の代理人として、破産債権等の届け出をし、これらの調査に不服があるときは、不服申し立て手続を代理する。

さらに、弁護士等は、破産手続開始についても、債務者代理人として、又は、債権者代理人として、申立ての準備から始まり、申立て、開始に至るまで、広範な業務を行っている。

弁護士等は、これらの業務を、弁護士等に独占的に認められた専門的な業務として取り扱っており、これらの業務は、上記の①から②に述べられた新たな社債管理機関の業務そのものであるか、又は、新たな社債管理機関のこれらの業務と極めて密接な親和性を有している。

また、弁護士等は、弁護士法により、厳格な欠格事由の下に資格を認められており、職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは懲戒を受けるものとされている。弁護士等は、職務上知り得た秘密について守秘義務を負うほか、利益が相反する場合等には職務を行ってはならない義務を負い、また、汚職等の行為をしてはならないものとされている。そして、弁護士会の指導・監督を受けるものとされている（弁護士法第7条、第23条、第25条、第26条、第31条第1項、第45条第2項、第56条第1項）。

以上の点に鑑みると、弁護士等は新たな社債管理機関の有力な候補であると言えるので、新たな社債管理機関の資格要件が拡大される場合には、弁護士等にも新たな管理機関の資格要件を認める方向で検討がなされるべきである。

弁護士等にも新たな管理機関の資格要件が認められた場合、当連合会としても、弁護士等が新たな管理機関の権限及び責任を適切に担えるように、必要な支援を行う所存である。

4 その他

なお、社債の償還期間が長期に亘る場合には、社債管理機関の継続性が問題となりうる。

これは、弁護士等に限られる問題ではないが、本部会で検討されている事務を承継する新たな社債管理機関を、(i) 委託契約に予め定め、又は、(ii) 社債発行会社が委託契約を締結することにより新たに選任することにより、対応することを検討するべきである。

また、本部会では、複数の新たな社債管理機関がある場合には、社債管理者

の共同権限行使（法709条第1項）と異なり，その権限に属する行為を各自行うことが検討されている。新たな社債管理機関の資格要件を拡大する場合には，複数の新たな社債管理機関を選任することにより，金融機関とそれ以外の者が，それぞれの専門性に応じた社債管理業務を行うことを容易にするため，2以上の新たな社債管理機関が委託契約に基づいて異なる権限を行使することを認めると共に，その責任のあり方について，社債管理者（会社法第709条，第710条）とは区別した検討を行うべきである。

以上